

特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所は

令和2年4月1日 認定NPO法人となりました！

特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所への
ご寄付は、認定 NPO 法人への寄付となり
税制優遇(寄付控除)が受けられます。

* 詳しくは内閣府NPOのページをご覧ください。 <https://www.npo-omepage.go.jp/kifu>

◆個人の方が寄付をした場合

「寄付金控除」を受けることができます。
(確定申告をすることで、税金の還付を受けることができます)

● 所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

● 当法人への寄付は、松江市指定寄付金、島根県指定寄付金に該当します。
個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます。(くわしくは裏面をご覧ください)

◆法人が寄付をした場合

損金に算入できる金額が拡大されます。
(一般の NPO 法人への寄付と比べ、経費として扱える寄付金の限度額が高くなります)

◆相続人が相続財産を寄付した場合

寄付をした相続財産は相続税が非課税になります。

これからもさらなる活動に取り組んでまいりますので、皆様のご支援、ご協力を賜りませうようしくお願い申し上げます。

～～税制優遇(寄付控除)を受けるためには～～

【所得税の寄附金税額控除】

当法人へご寄付いただいた個人の方で、**所得税の寄附金税額控除の適用**を受けようとする場合は、**所得税の確定申告書の提出**が必要です。確定申告書に寄付金受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

【住民税の寄附金税額控除】

当法人へご寄付いただいた個人の方で、寄付金を支出した年の翌年の1月1日現在、**島根県内、及び松江市内に住所を有する方**は県民税および松江市の寄付金控除の適用を受けられます。

- ①**所得税の寄附金控除および住民税の双方の寄附金税額控除の両方の適用**を受けようとする場合は、**所得税の確定申告書の提出**が必要です。確定申告書に寄付金受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- ②**所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、島根県、松江市の住民税の寄附金税額控除の適用のみ**を受けようとする場合は、別添の「**道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書**」に必要事項を記載の上、寄付金を支払った年の 翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。
- ③申告に当たっては、**寄附金受領証明書(領収書)**が必要です。
- ④寄付金を支払った年の翌年1月1日前に松江市の区域外に転居した場合は市民税、島根県の区域外に転居した場合は県民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。
- ⑤寄附時点の住所地が、松江市、島根県以外であっても、寄付金を支払った年の翌年1月1日前に松江市の区域内に転居した場合は、市民税および県民税、松江市以外の島根県の区域内に転居した場合は、県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。